

国土交通省 東北地方整備局長 徳 山 日 出 男 殿

秋田県知事 佐 竹 敬 久 殿

2011年6月10日

秋田県横手市十文字町植田字一ツ屋 71 番地

成瀬ダムをストップさせる会 代表 奥州光吉
前同所

成瀬ダム住民訴訟原告団 代表 奥州光吉
秋田市山王 6 丁目 8 番 41 号、秋田中央法律事務所気付
成瀬ダム住民訴訟原告弁護団 代表 沼田敏明

「成瀬川断層」等についての調査申し入れ書

第 1、申し入れの趣旨

- 1、 国は、「成瀬川断層」（成瀬川上流断層群）について、緊急に、トレンチ調査・ボーリング調査・横坑調査・弾性波探査など必要な追加調査を実施すること。本調査の実施要領について、秋田県地震被害想定調査検討委員会の意見を聴取するほかパブリックコメントを募集すること。
- 2、 国は、前項の調査結果及び既存の地質調査データ、報告書等の破砕帯・地すべり等を含む全資料を公開するとともに、第三者機関としての検討委員会（住民グループ及びその推薦を受けた専門家を含む）を設置し、成瀬ダムの安全性及び既存資料に基づく安全対策と経費について、再度、検討すること。
- 3、 国は、前 1,2 項の調査・検討結果が判明するまで、成瀬ダム建設工事を全て凍結し、ダム建設予定地近傍ないし影響の及ぶ周辺に成瀬川断層の存在が確認され、または存在の可能性が高くなったときは、成瀬ダム建設を中止すること。安全対策経費が大幅に増額となる場合も同様に建設を中止すること。

- 4、秋田県は、国に対し、速やかに前 1、2、3 項の措置の実施を申し入れること。

第 2、申し入れの理由

- 1、秋田県作成の 1/50,000 地質図幅「稲庭」(S56)、同表層地質図「稲庭・焼石岳」(S61)には、ダムサイト直近の下流に成瀬川断層が記載されている。「新編 日本の活断層」(東大出版会、H3)によれば、「成瀬川断層」と概ね同様の位置に成瀬川上流断層群の存在が記載されている。

成瀬ダム事業審議委員会の「環境・地質等調査結果報告」専門分野別意見「地質に関する事項」(H8)によれば、現サイトの上流側で小規模な断層が確認され、大きな断層の枝分かれである可能性も指摘されている。

秋田大学福留高明助教授は、国土交通省東北地方整備局作成の地質調査図(ダム軸地質断面図)が図面左方に断層を示しており、「成瀬川断層」主部あるいは副次的な部分がダム予定地付近まで延びてきている可能性について指摘している。

- 2、以上のように、成瀬川断層の存在については、秋田県作成の地質図幅等に記載され、多くの専門家が指摘しているにもかかわらず、本格的なトレンチ調査・ボーリング調査・横坑調査などが十分なされないまま本体工事を除く工事が進められている。また、ダム軸付近の破砕帯・地すべり地形等の地質について十分な調査、対策(耐震設計を含む)と適正な経費見積が行われたか疑問が残る。

- 3、2009(H21)年6月、経済産業省の審議会で、津波の専門家が東北地方に大津波の被害をもたらした貞観地震の存在を指摘し、同規模以上の津波再来の危険性を指摘した。しかし、東京電力と国側は、まだ情報収集の必要があるとして先送りし、東日本大震災により東京電力福島第一原発の事故が発生した。現在、こうした対応が国や原子力安全委員会などによって反省され、国際原子力機関の調査団も地震と津波による災害

への対応が不十分であったことを指摘している旨報ぜられている。

また、近年国内各地で発生した直下型地震(岩手・宮城内陸地震など)は、ことごとく既知の活断層以外の地域で起こっている。東日本大震災以降、福島第一、第二原発から40～50キロ南に、これまで考慮外とされてきた「湯ノ岳断層」が地表に出現し、原子力安全・保安院は、地震による地殻変動等を調査するよう指示した。こうしたことは、現在の活断層調査法に限界があり、断層によってはその変位が地表にまであらわれないこともあることを証明している。

- 4、 旧建設省河川局開発課「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針(案)」(1984年)は、調査の結果、ダムの安全を確保すべき期間に断層が変位を生じる懸念がある場合は、これを避けた位置に選定するとしている。成瀬ダムは、1～3に述べたように活断層調査が不十分であり、依然として、既存の資料、文献等によってダムの安全を確保すべき期間に変位を生じる懸念がある。国と秋田県は、成瀬川断層は推定断層にとどまり、「ダムの位置を決定する際に考慮すべき活断層ではない」と主張するが、上記3の教訓を軽視するものである。
- 5、 また、ダム建設の耐震設計は、東北日本海側、北陸を「中震帯地域」と分類しているが、秋田県では秋田沖のプレート境界型地震や内陸直下型地震の可能性が指摘されており、不十分である。また、成瀬ダムは、耐震設計の地域区分図によれば、東北太平洋側の強震帯地域との境界沿いにあり、岩手・宮城内陸地震や今回の大震災の影響を考慮すれば、「強震帯地域」に指定すべきである。したがって、成瀬ダムの耐震設計は不十分であり、申し入れの趣旨第2項の再検討を実施すべきである。
- 6、 秋田県は、地震被害想定の見直しに着手し、地震被害想定調査検討委員会を立ち上げたが、県民の生命身体と財産を守るため、国に対し、申し入れの趣旨第1、2、3項の各措置の実施を申し入れるべきである。

7、 以上の理由で、国と秋田県に対し、申し入れの趣旨各記載の事項を申し入れるものである。なお、本申し入れに対する回答は文書でお願いします。